

平成16年12月
警察庁交通局

「道路交通法施行令改正試案」等に対する意見の募集結果について
(違法駐車対策関係)

警察庁は、平成16年10月8日(金)から同年11月8日(月)までの間、「道路交通法施行令改正試案」、「道路交通法施行規則等改正試案」及び「確認事務の委託の手續等に関する規則試案」に対する意見の募集を行いました。

寄せられた主な御意見のうち「違法駐車対策」に関する御意見と、これに対する警察庁の考え方は、別添(「道路交通法施行令改正試案」等に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について)のとおりです。

また、集計の詳細については、別紙(「道路交通法施行令改正試案」等パブリックコメント集計結果)を御参照ください。

(参考)

寄せられた御意見の総数 362件

(内訳)

電子メール 341件(94.2%)

FAX 19件(5.2%)

郵送 2件(0.6%)

※ 寄せられた御意見のうち、違法駐車対策に関する御意見は302件ありました。

平成16年12月

警察庁交通局

「道路交通法施行令改正試案」等に対して寄せられた主な御意見 及びこれに対する警察庁の考え方について

(「違法駐車対策関係」)

1 放置違反金の額について

この項目に対する主な御意見としては、

- 違反金を反則金と同額に定める試案に大賛成

といった試案に賛成する御意見があったほか、「試案より厳しく」との立場から、

- 最高で50万円くらいにはしていただきたい

- 駐車違反の反則金と同じは安すぎる

といった御意見、他方、「試案より緩やかに」との立場から、

- 違反金は6000円－3000円くらいが適当

といった御意見がありました。

放置違反金は、運転者に対する責任の追及を行うことができない場合に使用者に対してその納付を命ずるものであり、また、放置違反金の額が反則金の額と異なるならば、運転者の不出頭や運転者の詐称が増大する可能性があることから、放置違反金の額は、違反をした運転者が納付すべき反則金の額と同額とすることが適切であると考えています。

この点に関して、反則金の額を引き上げ、放置違反金の額を同額に設定することも考えられますが、放置違法駐車については違反を現認していないため違反者の特定が困難であるという問題への対処としては、放置違反金制度を導入して車両の使用者の責任を強化することとした改正道路交通法の施行により放置駐車違反を抑止できることから、現時点では、反則金の額を引き上げる必要はないと考えています。

また、反則金の額を引き下げ、放置違反金の額を同額に設定することも考えられますが、違法駐車が交通事故や交通渋滞を引き起こすなど、国民生活に著しい弊害をもたらしていることを踏まえれば、適切ではないと考えています。

2 車両の使用制限命令の基準について

この項目に対する主な御意見としては、

- 違法駐車で車使用制限に大賛成

といった試案に賛成する御意見があったほか、「試案より厳しく」との立場から、

- 1回目であろうと即、車使用制限命令を出す

- 車使用禁止期間の3カ月というのは、いかにも短すぎる

といった御意見、他方、「試案より緩やかに」との立場から、

- 半年に4回あった場合に関してはいきすぎ

といった御意見がありました。

車両の使用制限命令は、放置違反金納付命令を受けてもなお運行管理を改善することなく、その使用する車両について放置駐車違反を繰り返す常習違反者については、放置違反金納付命令を科すのみでは違法駐車を抑止を図る上で不十分であると考えられることから、使用制限命令を行うこととするものです。

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金の納付命令をした場合において、その原因となる違反が行われた日の前6月以内に、その使用者がその車両について放置駐車違反が行われたことを原因とする納付命令を3回以上受けたことがあるときには、その使用者は常習違反者であると認められることから、車両の使用制限命令の対象とすることが適当であると考えています。

また、改正道路交通法により、車両の使用を禁止されることとなる期間は、3月を超えない範囲内の期間とされています。

3 講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者の認定について

この項目に対しては、改正試案に賛成という御意見があったほか、

- 認定対象者の基準が曖昧である

といった試案に反対する御意見がありました。

道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して

3年以上である者、確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者又はこれらに準ずる経歴を有する者については、類型的に講習の修了者と同等以上の技能及び知識を有する蓋然性が高いと認められる者であると考えられることから、これらの経歴を有する者についてその技能及び知識を審査することが認定の方法として適当であると考えています。

※ 参考

違法駐車対策に対する御意見、御質問等で改正試案に対する御意見に当たらないものの中には、放置違反金納付命令について、盗難車、リース車両、レンタカー、割賦販売中の車両等の取扱いに関するものが多くありました。

放置違反金納付命令を受ける車両の使用者とは、車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配、管理する者であり、通常は、自動車検査証に記載された使用者と一致することとなります。リース車両についてはリースを受けている者、レンタカーについてはレンタカー会社、割賦販売中の車両については買主が、車両の使用者となることが通常です。（なお、車両の使用者が放置違反金の納付をしたときは、使用者と運転者との内部関係において、使用者から運転者に対して求償することも妨げられないと考えられます。）

また、車両を盗難された者は、放置駐車違反が行われた時点ではすでに車両の運行を支配、管理する地位を失い、実質的には使用者でなくなっていたと考えられることから、その者に対する納付命令は行われなかったこととなります。

改正道路交通法により車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずることとされたのは、現行道路交通法上も、車両の使用者が車両の使用によって大きな社会的便益を得、車両の運行を支配、管理する立場にあることに着目して、放置行為の防止について一定の運行管理義務が課されていることから、この責任の追及を強化することとしたものです。

「道路交通法施行令の改正試案」等のパブリックコメント集計結果

○ 違法駐車対策関係

1 放置違反金の額について

試案が妥当	8件（ 27.6%）
試案より厳しく	19件（ 65.5%）
試案より緩やかに	2件（ 6.9%）
合 計	29件（100.0%）

2 車両の使用制限命令の基準について

試案が妥当	7件（ 58.3%）
試案より厳しく	4件（ 33.3%）
試案より緩やかに	1件（ 8.3%）
合 計	12件（100.0%）

3 講習の課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者の認定について

試案に賛成	6件（ 75.0%）
試案に条件付きで賛成	0件（ 0%）
試案に反対	2件（ 25.0%）
合 計	8件（100.0%）

※1 頂いた御意見、御質問等362件のうち、違法駐車対策に関するものが302件あったほか、

- 運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車等を運転することができる者についての御意見は19件
- 大型自動二輪車等に係る運転免許取得者教育の課程についての御意見は9件

○ ICカード免許証の記載事項等についての御意見は12件

ありました。

※2 違法駐車対策に関する御意見、御質問等のうち違法駐車対策に関するその他の感想が267件でした。また、「警察署長の委託を受けて確認事務を行おうとする法人が公安委員会から受けた登録の有効期間について」、「暴力的不法行為その他の罪に当たる行為について」「心身の障害より事務を適正に行うことができない者について」及び「放置違反車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習について」に対する個別の御意見はありませんでした。

※3 個別項目の集計に当たっては、複数の項目に関する意見を含む場合には、重複して計上しています。

※4 割合(%)は小数点第二位を四捨五入したものです。